

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループ共通の企業理念、経営ビジョンのもと、グループ各社が持続的かつ安定的に成長し、企業価値を高めていくことが経営の最重要課題であると考えています。そのため、日本を中核とした世界5極の生産拠点と各地の販売・サービス拠点が有機的に連携し、それぞれが持つ機能を最大限に発揮させるグローバル経営管理体制とそれを支えるコーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

＜補充原則4-10(1):任意の仕組みの活用＞

取締役候補者の指名については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、当社の中長期的な企業価値の向上に資する人物につき、社外取締役2名以上を含む取締役会で審議のうえ決定していること、また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬額の枠内において、報酬額の決定に関する基本方針に則して適切に決定されていることから、任意の諮問委員会等は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えています。

なお、今後は、当社や当社を取り巻く環境に応じて適宜検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は次のとおりです。

＜原則1-4:いわゆる政策保有株式＞

1. 政策保有株式に関する方針

政策保有株式については、中長期的な企業価値向上の観点から、取引関係、事業における協力関係などを総合的に勘案し、必要に応じて保有する方針としています。

2. 政策保有株式に関する議決権行使基準

議決権行使にあたっては、当社の企業価値に著しくマイナスの影響を与えると判断される議案については、反対票を投じることを検討することとしています。

＜原則1-7:関連当事者間の取引＞

役員と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき取締役会に上程し、決議しています。また、取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、その内容について取締役会に報告するとともに、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示することとしています。

主要株主と取引を行う場合には、決裁権限規程に基づき、取引の重要性の高いものについては、取締役会に上程し、決議しています。

なお、取引条件等については、第三者の取引と同様に決定しています。

＜原則3-1:情報開示の充実＞

(1) 企業理念並びに中期経営計画については、当社ホームページにおきまして、それぞれ開示しています。

企業理念 URL: <http://www.aida.co.jp/company/policy.html>

中期経営計画 URL: <http://www.aida.co.jp/ir/management/plan.html>

(2) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針については、本報告書の「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報、1. 基本的な考え方」に記載していますのでご参照ください。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載していますのでご参照ください。

(4) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、当社の中長期的な企業価値の向上に資する人物につき、社外取締役2名以上を含む取締役会で審議のうえ、株主総会付議議案として決議し、株主総会議案として提出しています。

監査役候補者の指名については、財務・会計に関する知見、経営に関する多様な視点等を有した人物を適材適所の観点より、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で株主総会付議議案として決議し、株主総会議案として提出しています。

(5) 取締役候補者の選任理由につきましては、定時株主総会招集ご通知に記載のとおりです。

＜補充原則4-1(1):取締役会から経営陣への委任の範囲の概要＞

取締役会規則において、法令や定款に規定された事項のほか、取締役会が必要と認めた事項については取締役会で決議することと定め、経営上重要な事項については取締役会で決議しています。

取締役会決議に係る業務執行については、決裁権限規程に定める内容に応じて、経営陣に委任しています。

＜補充原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞

社外役員候補者は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足するとともに以下の「独立性判断基準」を満たし、当社の役員選任方針に合致する者を選任することとしています。

■独立性判断基準

原則として、現在または過去1年以内において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1)当社を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2)当社の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3)当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4)当社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
- (5)当社から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6)当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7)次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者。
 - A. 上記(1)～(6)に該当する者。
 - B. 当社およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

＜補充原則4-11(1):取締役会全体としての考え方＞

- (1)全体のバランス、多様性、規模に関する考え方
 - ・取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うため、取締役の人数は11名以内が適切な人数と定めています。
 - ・取締役会は、経験、知識、専門性等において多様性を持つ構成とすることを基本方針とし、社外取締役複数名を選任し、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることとしています。

- (2)取締役選任の方針・手続
原則3-1(4)に記載していますのでご参照ください。

＜原則4-11(2):取締役・監査役の兼任状況＞

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社ホームページに掲載の株主総会招集通知に記載していますのでご参照ください。

(株主総会招集ご通知)
URL: <http://www.aida.co.jp/ir/event/index.html>

＜原則4-11(3):取締役会の実効性に関する分析・評価の概要＞

取締役会は、取締役会全体の実効性について各取締役及び監査役による評価と提言を実施することとしています。上記の結果に基づき、現状分析・課題抽出を行い、これらを取締役会運営等の改善に活かすことで、取締役会全体の実効性を高める取り組みを行っています。今回の結果につきましては、取締役会全体の実効性が概ね確保されていることが確認されましたが、各取締役及び監査役から寄せられた意見・要望を今後取締役会に反映させることにより、一層の実効性向上に努めてまいります。

＜原則4-14(2):取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞

当社では、時事の情勢に適した内容で社外の専門家による講習会を適宜実施し、取締役・監査役として必要な知識の習得及び取締役の役割と責務の理解促進に努めています。

＜原則5-1:株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針＞

- 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、株主との建設的な対話を促進する体制整備及び取組みを以下のとおり行っています。
- (1)株主との対話全般については、管理担当役員を責任者として決算説明会等様々な取り組みを通じて、内容、機会の充実を図っています。
- (2)対話をサポートするIR担当部署は、財務経理、営業、技術、生産部門等と連携し、株主との対話の充実に向けて積極的なIR活動に取り組んでいます。
- (3)当社の事業及びその戦略等について理解を深めていただくために決算説明会に加えて、工場見学会(機関投資家・アナリスト向け)や個人投資家向け説明会等の活動を行っています。
- (4)IR活動を通じて得られた株主・投資家からの意見や懸念事項等は、管理担当役員から経営陣や取締役会にフィードバックしています。
- (5)インサイダー情報については、社内の「内部者取引管理規則」に基づき、情報管理の徹底を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	4,000,065	5.43
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	3,388,200	4.60
日本生命保険相互会社	2,533,143	3.44
明治安田生命保険相互会社	2,516,000	3.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,446,000	3.32
株式会社みずほ銀行	2,179,173	2.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,937,300	2.63
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 10PCT TREATY ACCOUNT	1,865,100	2.53
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	1,800,000	2.44
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,433,300	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	---------------

- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数は信託業務に係る所有株式数であります。
- 上記のほか自己株式が8,585千株あります。
- 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、株式給付信託(J-ESOP)における当社株式の再信託先であり、当該株式数は自己株式数に含めております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大磯 公男	他の会社の出身者								△			
五味 廣文	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大磯 公男	○	大磯公男氏は、平成22年6月まで当社の取引先である第一生命保険株式会社の取締役に就任していました。同社と当社との間には、保険契約(保険料:年間約6億円)や金銭借入(5億円)等の取引が存在しています。	大磯公男氏は、平成24年6月に当社社外取締役に就任して以来、生命保険会社の元役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、独立した客観的な立場から、当社の経営上有益な助言・提言をいただいております。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
五味 廣文	○	——	五味廣文氏は、金融監督庁(現金融庁)の設立を主導し、監督局長、金融庁長官などの要職を歴任し、国の金融行政に携わったことによる豊富な経験と高度な専門知識に基づき、社外取締役として独立した客観的な立場から、当社の経営上有益な助言・提言をいただくことを期待しております。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部統制部門との定期的会合等により、内部統制部門との連携を深めております。監査役及び内部統制部門は会計監査人から定期的に報告を受け、また必要の都度意見交換を行い、連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松本 誠郎	他の会社の出身者													
金井 洋	他の会社の出身者										△			
巻之内 茂	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 誠郎	○	――	松本誠郎氏は、平成22年6月に当社社外監査役に就任して以来、都市銀行の元役員としてなど銀行業界を中心とした豊富な経験と高い見識に基づき、意見表明等の発言を適宜行い、独立した客観的な立場で、取締役の業務執行を監査いただいております。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
金井 洋	○	金井洋氏は、平成27年3月まで当社の取引先である第一生命保険株式会社の取締役に就任していました。同社と当社との間には、保険契約(保険料:年間約6億	金井洋氏は、平成24年6月に当社社外監査役に就任して以来、生命保険会社の役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、独立した客観的な立場で、取締役の業務執行を監査い

		円)や金銭借入(5億円)等の取引が存在しています。	ただいております。また、東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
巻之内 茂	○	——	巻之内茂氏は、平成25年6月に当社社外監査役に就任して以来、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、独立した客観的な立場で、取締役の業務執行を監査いただいております。また、東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止、ストック・オプション制度導入が承認されております。これは、取締役の企業価値向上への意欲を一層高めることを目的としております。なお、ストック・オプションとしての新株予約権に係る報酬限度額は年額35百万円としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストック・オプションは社外取締役を除く当社取締役に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額を個別開示しております。また、社外取締役以外の取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。取締役の報酬等の開示については、有価証券報告書及び事業報告(招集通知の添付書類)を当社ホームページに掲載し公衆縦覧に供しております。平成28年3月期に関する取締役の報酬等は以下のとおりです。取締役(社外取締役を除く)9名:総額274百万円(基本報酬139百万円、ストック・オプション19百万円、賞与115百万円)社外取締役2名:総額15百万円(基本報酬15百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額の決定に関する基本方針と手続

■方針

取締役の基本報酬は、役位に応じた固定報酬とし、経営環境や世間水準を考慮して適正な水準で設定しています。ストック・オプションは、企業価値向上への意欲を一層高めるため、株式報酬型ストック・オプションを役位に応じて付与しています。賞与は当期の連結営業利益等による業績連動を基本として、業績への貢献、成果と業務執行状況に基づき決定しています。

■手続

取締役の報酬額については、年間の上限額を株主総会で決議しており、個別の額の決定については、取締役会にて代表取締役社長が議案を提出し、取締役会にて決議しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役は、社外取締役及び社外監査役に対して、会社・経営に関する情報の共有化に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行、監査・監督の状況は下記機関により実施しております。

＜取締役、取締役会、執行役員、経営会議＞

当社では、経営監督機能と業務執行機能を分担させるため平成13年4月より執行役員制度を導入しており、経営意思決定の迅速化と権限・責任体制の明確化を図っております。現行経営体制は、取締役兼務者6名を含む執行役員と社外取締役2名(両名とも独立役員)で構成されております。取締役会は原則月1回の定例取締役会及び臨時取締役会を適宜開催し、法令に定める重要事項の決定機能及び業務執行の監督機能を果たしております。執行役員等で構成する経営会議は原則月2回開催し、取締役会の決定した経営方針に基づく業務執行等に関する重要な事項の審議・決議を行い、経営の意思統一と迅速な業務執行に取り組んでおります。社外取締役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議にも出席し、当社及びグループ会社の業務執行状況把握に努めるとともに、客観的な視点から当社の経営上有用な助言・提言を行っております。

＜監査役、監査役会＞

当社は監査役制度を採用しております。監査役の機能強化のため、独立性の高い監査役を3名選任しており(全員独立役員)、うち1名が常勤監査役です。監査役の監査活動は、監査計画に従い、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、取締役会等の意思決定の適法性・妥当性を確保するための質問・意見表明等の発言を行っております。また、会計監査人からの報告を受け、営業報告の聴取、重要書類の閲覧等を行い、本社、主要事業所、連結子会社に赴き、各部門の業務執行及び財産の状況を調査して経営執行状況の的確な把握と監視に努めております。

当社は内部統制監査室及び財務部門をはじめとする管理部門のスタッフにより、監査役監査を支える体制を構築しております。

＜会計監査＞

当社は新日本有限責任監査法人との間で会社法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を締結し、それに基づいて業務が執行され、報酬を支払っております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人は、当社監査に従事する業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて従事することのないよう自主的な措置をとっております。

＜責任限定契約の内容の概要＞

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は上記のとおり、取締役会設置会社として、取締役8名(うち社外取締役2名で独立役員)による迅速な意思決定を図っており、監査役会設置会社として、監査役3名(全員社外監査役、独立役員)により経営監視の強化に努めております。また、執行役員制度を導入し、経営意思決定の迅速化と権限・責任体制の明確化を図っております。さらに内部統制の充実を図るためコンプライアンス委員会を設置し、またリスク管理体制の一環として、安全衛生委員会、PL委員会、輸出管理委員会等の委員会を設置しております。このように当社は独立性の高い社外取締役及び社外監査役を複数名選任し、執行役員制度やガバナンス向上のための委員会等の取組みを通じて、公正かつ健全な経営システムの機能強化及び経営意思決定の迅速化ならびに透明性を確保するために現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知は、開催日の3週間前までに発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社及び東京証券取引所のホームページに招集通知(要約)の英訳版を掲載しております。
その他	2016年は、開催日の4週間前(発送日の6日前)に当社及び東京証券取引所のホームページに招集通知を掲載しております。また、定時株主総会終了後に株主懇親会を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。 URLは次のとおりです。 日本語版 http://www.aida.co.jp/ir/management/irpolicy.html 英語版 http://www.aida.co.jp/en/ir/management/irpolicy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を年に数回開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および第4四半期の決算発表後、決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家に向けた証券会社主催のカンファレンスに参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、決算関係資料、適時開示資料を掲載しております。 URLは次のとおりです。 日本語版 http://www.aida.co.jp/ir/index.html 英語版 http://www.aida.co.jp/en/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部IR・ガバナンス課を設置しております。	
その他	アナリスト・機関投資家に対し個別面談を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は企業活動の遂行にあたり、お客様、株主、お取引先、地域社会をはじめとする全ての関係者を尊重することを「アイダグループ行動指針」に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は環境に配慮した企業活動を展開し、ISO14001の認証を取得するなど積極的に環境保全活動を行っております。また、当社の主力製品であるプレス機械は省エネ・省エネルギー型の生産手段であり、当社の製品事業を推進すること自体が環境保全活動となり、社会への貢献につながるものと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、経営方針や業績など、株主、投資家をはじめとする関係者の方々が必要とする情報を適切に開示することを「アイダグループ行動指針」に規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は既に以下1から10までの各体制を整備しているが、引き続きこれを維持するとともにその充実及び改善を図るものとする。

1. 当社の取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

当社においては、アイダグループ行動指針を定め、その推進のためコンプライアンス担当役員を任命し、その下にコンプライアンス委員会を設置する体制により当行動指針の徹底を図り、さらに、業務部門から独立した内部統制監査室を設置し当行動指針の実施状況等の調査を定期及び随時に実施する。当社の役職員が法令違反等の疑義のある行為を発見した場合には、コンプライアンス委員を通じコンプライアンス委員会に報告され、重大性に応じて取締役会において再発防止策を策定する。また、当社はアイダグループ企業倫理ホットライン制度運用規程に沿って、内部通報制度を充実させ、コンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見を図る。

2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び当社社内規程に従い適切に保存・管理を行い、また、取締役及び監査役は、当社社内規程に従い常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

安全、環境、防災、品質、コンプライアンス、輸出管理等に係るリスクについては各業務担当部門にて規則・ガイドラインの制定、運用の監視等を行うことで対応し、当社及びグループ会社の全社的な事業の推進に係るリスクについては、取締役会、経営会議等において多面的に審議し、その決定に従い、対応する。

4. 当社の取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

当社では当社グループの全社的な目標として年度方針を定め、取締役はその管掌部門においてその方針に基づいた部門別目標を策定し、その実施状況を取締役会又は経営会議にて報告する。また、重要事項については各規則に定める職務分掌及び意思決定のルールに従い取締役会、経営会議等により充分に審議をすることにより、関連部門における意思統一を得ることで当該事項の効率的な執行をする。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の子会社の取締役等の職務執行の効率性及び当社への報告のための体制

各グループ会社は、当社年度方針に沿って設定した目標とその実施状況について、毎年定期的に行われる事業計画審議会で報告し、さらに業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。グループ会社は、経営上重要な事項を決定する場合は、グローバル経営管理規程等に基づき、稟議書等で当社に事前申請し、当社の承認を得るものとする。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

グループ会社は、法令もしくは社内ルール違反または当該会社あるいは当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は都度、当社に報告することとする。

(3) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

当社は、グループ会社の遵守すべき事項をアイダグループ行動指針及びグローバル経営管理規程に定めるとともに、アイダグループ企業倫理ホットライン制度を導入し、グループ会社の職務執行の適法性を確保する。また、当社管理部門は、グループ各社の遵守状況等をモニタリングする。

但し、グループ会社の当社への報告及び通報窓口の運用は、現地法に抵触しない範囲で実施するものとする。

6. 当社の監査役の補助使用人とその独立性及び監査役指示の実効性に関する事項

監査役からの要請がある場合には、監査役の指示に従い職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。

上記に定める使用人の人事異動及び人事考課については監査役の同意を必要とするものとする。また、当該使用人の指揮命令権は監査役に属するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか経営会議等に出席し、重要な報告を受ける。

取締役については、法に定める場合の他、経営会議で決議された事項、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重要な法令・定款違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項等が発見したときは、その事実を監査役会に報告する。

また、当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社の監査役監査基準に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

当社及びグループ会社は、上記報告者が報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないように、適切な措置を取る。

8. 当社の監査役監査の実効性を確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、また、必要に応じ都度取締役・使用人と協議し、又は報告を求めることができるものとする。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役監査基準に従い、予算化され、監査役が必要と認めるときは、相当かつ合理的な範囲で、弁護士等外部専門家を起用し、その費用を事前または事後に、会社に請求できることとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化策の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の内部統制の整備・運用を行い、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。内部統制監査室は、健全かつ適切な内部統制を確保するために、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況を評価し、必要な正・改善措置を提言するものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「アイダグループ行動指針」と「内部統制システムの整備に関する基本方針」に従い、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しております。反社会的勢力排除に向けた整備状況は、以下のとおりです。

(1) 対応部署

管理本部にて対応しております。

(2) 外部専門機関との連携

警察、神奈川県企業防衛対策協議会、顧問弁護士などの外部専門機関との間で、平素から意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築しております。反社会的勢力から不当な要求等があった場合は、これらの外部専門機関に相談し、適切な指導を受けながら対応します。

(3) 情報収集

地元の警察や神奈川県企業防衛対策協議会、近隣企業との連絡を密にして、反社会的勢力についての情報収集に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じるか否かは株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、各取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主価値を毀損してしまう可能性があります。

上記の大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性に関して株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

以上のことを考慮し、当社としましては、上記買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なものと認められるものもないとは言えません。当社は、係る買付行為に対して、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております（以上の考え方を、以下「会社支配に関する基本方針」といいます）。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記3に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。当社グループは「成形システムビルダとしてグローバルに発展し、人と社会に貢献する企業であり続ける」ことを企業理念として掲げております。この企業理念に従い、当社グループは、長期的に成形システム分野で世界の「トップランナー」となることを経営戦略の柱とし、グローバル市場において多様な顧客の異なる価値観・ニーズに対応する成形システム商品の技術開発・商品開発に注力しております。また、国内4ヶ所の生産拠点に加え、海外では米国、イタリア、マレーシア、中国の計4ヶ所の生産拠点、更には世界19ヶ国に展開する販売サービス拠点をフルに活用することで、世界中の顧客に対して高品質の商品とサービスを迅速に提供しております。

平成26年度よりスタートした中期経営計画(平成27年3月期～平成29年3月期)においては、『環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として、深化・追求する』というビジョンのもと、1) 更なる事業拡大を実現する基盤の構築、2) グローバル市場におけるトップブランドの確立、3) 素形材成形の新技術追求、という3つの重要指針を掲げ、中長期的な成長を持続するための更なる事業基盤の強化及び収益の拡大に取り組んでおります。

当社グループは、このような取組みにより、金属その他各種素材に対応する独創的な成形システムの開発・製造・販売・サービスを通じて、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーと長期的な信頼関係を構築して、企業理念に掲げる人と社会への貢献を実現していく所存です。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、係る取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当該取組みとして、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、(I) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注1)の買付行為、又は(II) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(注2)(以下「大規模買付行為」といい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます)を対象とする大規模買付ルール(以下「大規模買付ルール」といいます)を設定するとともに、大規模買付者に対する一定の対応方針(以下「本対応方針」といいます)を採用することを決議し、平成28年6月28日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。

大規模買付ルールは、大規模買付者には、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始すべきであるとしております。当社取締役会は、係る情報が提供された後、独立の外部専門家等の助言を受けながら大規模買付行為について慎重に検討したうえで意見を形成し、公表いたします(注3)

本対応方針の下では、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと判断され、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、新株予約権の発行その他所定の対抗措置をとる場合があります。

本対応方針の詳細につきましては、平成28年5月12日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」(当社ホームページ: <http://www.aida.co.jp>)をご参照ください。

(注1)「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(注2) いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。

(注3) 必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社株主の皆様に対し代替案の提示も行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報に係る適時開示体制の概要は下記のとおりです。

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、「企業理念」として、「我々は成形システムビルダとしてグローバルに発展し人と社会に貢献する企業であり続ける」を掲げております。さらに、「コンプライアンス・マニュアル」において、インサイダー取引規制の趣旨を十分に理解し、重要情報の取り扱い等については規程等を厳格に遵守することを規定し、法令等を遵守し、社会規範、企業倫理に照らして、公正かつ透明性の高い企業活動を行うことを基本方針として適時開示を実施しています。

具体的には、東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という)に基づき、会社情報の適時開示を行っています。また、適時開示規則の基準に照らして開示する義務がない情報についても、株主・投資家の皆様への情報開示が有益と判断するものについては、積極的な開示を行っております。

2. 適時開示情報を把握・管理し、適時・適切に開示するための社内体制

(1) 決定事実に関する情報

当社では、適時開示規則に定められている基準に照らして開示すべき決定事実は、取締役会または経営会議の決議後、速やかに開示することとしております。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実については、当該事実の発生を認識した担当部署が、取締役会または経営会議に報告を行い、情報取扱責任者を通じて適時開示規則に従い速やかに開示しております。

なお、緊急の必要がある場合は、担当部署より情報取扱責任者へ報告され、情報取扱責任者は関係部門と協議の上、速やかに適時開示を行うこととしております。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、管理本部が決算数値を作成し、会計監査人による監査を受けた後、取締役会の承認を経て、管理本部を通して速やかに開示しております。

なお、業績予想の修正等、緊急の必要がある場合は、情報取扱責任者は担当役員と協議の上、速やかに適時開示を行うこととしております。

(4) 子会社に係る情報

当社の子会社に係る情報は、当該子会社の担当部署を通じて情報取扱責任者に情報が集約され、情報取扱責任者が関係部門と協議の上、必要に応じて、当社取締役会または経営会議の決議後、速やかに適時開示を行う体制となっております。なお、当社における会社情報の適時開示に至るまでの過程を図で表すと、別添の適時開示体制模式図の通りとなります。

3. 適時開示体制のチェック・モニタリング

監査役は、監査役監査基準において定める企業情報開示体制の監査等の規定に則り、会社情報を適正かつ適時に開示するための体制が構築され適切に運用されていることを監視・検証しております。

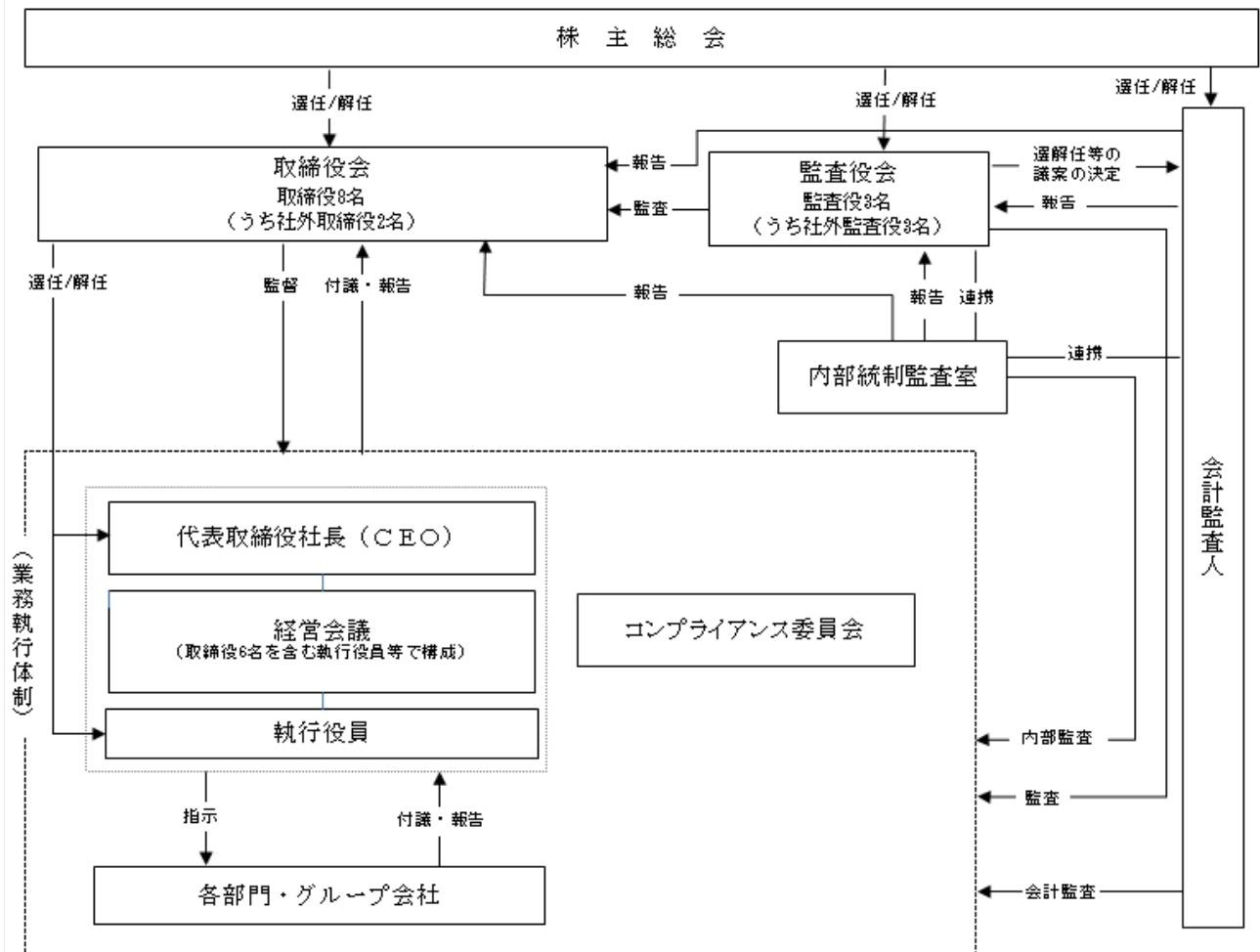
4. インサイダー取引防止のための取組み

当社では、適時開示規則により定められた会社情報を適時・適切に開示することに努めると同時に、会社情報の適切な管理およびインサイダー取引の防止についても、最大限の注意を払っております。

役職員が当社または他社の重要事実を入手した場合は、当該重要事実が公表されるまでの間、開示しない旨を社内規程に規定しております。

また、役職員が自社株式の売買を行う場合には、事前に株式管理担当者に当該売買がインサイダー取引に該当しないことを確認しております。(該当する場合は、重要事実の公表まで売買を差し止めています)

コーポレート・ガバナンス体制模式図



適時開示体制模式図

